

原議保存期間	1 年（令和 8 年 3 月 31 日）
有効期間	二種（令和 8 年 3 月 31 日）

警 視 庁 生 活 安 全 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
各 方 面 本 部 長
(参考送付先)

警 察 庁 丁 人 少 発 第 7 8 2 号
令 和 6 年 6 月 2 5 日
警察庁生活安全局人身安全・少年課長

警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

スクールサポーターの勤務管理等の推進について（通達）

スクールサポーターは、学校内における巡回活動や相談活動のほか、児童生徒の問題行動への対応等、学校と警察との緊密な連携を図る上での架け橋として、少年の非行防止や犯罪被害防止対策において重要な役割を果たしている。

スクールサポーターについては、主たる勤務地が警察本部や警察署等となる者や担当する学校に直接赴き常駐する者等様々であり、各都道府県警察が定めた勤務要領、事務処理要領等に関する規程や活動マニュアル（以下「運用規程等」という。）に基づく運用を図っているところであるが、適正かつ効果的な活動を推進するためには、スクールサポーターの運用を担当する幹部による勤務・サービス管理を図ることが重要である。

ついては、各都道府県警察にあっては、全てのスクールサポーターが高い使命感と倫理観を持ってその職責を全うすることができるよう、

- 業務の進捗状況、個々の事案や児童生徒への対応状況のほか、主たる勤務地が学校となる者の出退勤連絡について、当該スクールサポーターから直接聴取するなど警察職員として必要な勤務管理の実施
- 人事異動等の時期を捉えた定期的な個々面接による身上把握、指導の実施
- 任用時等における定期的な研修によるスクールサポーターの任務遂行に必要な知識及び最新情勢の教授と共有
- 所属所の朝礼行事等への出席による継続的な職務倫理教養等の実施

を念頭に置いた個々の勤務・サービス管理を推進すること。

その上で、任用数、配置先、勤務形態等それぞれの地域の実情を踏まえた勤務管理方法や運用規程等の見直しを図るなど、スクールサポーターの適切な勤務管理等を推進されたい。